

水資源政策の政策評価に関する検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「水資源政策の政策評価に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討委員会は、国土交通省水資源部が、水資源計画をはじめとする水資源政策が果たしてきた役割、効果等について、必要性、有効性、効率性等の観点から総合的に評価を行い、その評価を踏まえつつ、さらに、今後の我が国の水資源政策のあり方について検討を行うに際し、専門的な学識経験等に基づく助言を行うことを目的とする。

（委員の委嘱）

第3条 委員は、水に関して強い関心を持ち、高い識見、高度の専門的知識・能力等を有する者のうちから、国土交通省水資源部長が委嘱する。

（検討委員会）

第4条 検討委員会には座長を置く。

2 座長は会務を総括する。

3 座長は、検討委員会の目的を達成するために必要と認められるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 検討委員会における議論の要旨については、公表するものとする。

（事務局）

第5条 検討委員会の事務局は、水資源部水資源政策課に置く。

2 事務局は、検討委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

検討委員会の公開の方法について（案）

検討委員会規約第 6 条に基づき、検討委員会の公開の方法について以下のとおりとする。

検討委員会の開催については、各回ともに事前に国土交通省記者クラブを通じて周知を図る。

会議の傍聴希望については、基本的に応じる。

会議資料及び議事概要は国土交通省水資源部のウェブサイトにて公表する。

なお、議事概要は発言者名を伏せることとし、国土交通省水資源部の責任において作成する。